



Oxford Day 2017 : The Power of Language
at Mita Campus, Keio University, Tokyo

言葉／意味／権力
—トランプ大統領の場合と天皇の場合—

Self-Reference by Person of Power
—The Languages of President Trump and the Emperor of Japan—

駒村圭吾

Keigo Komamura

慶應義塾常任理事／慶應義塾大学教授

慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート所長



本日の報告は、下記の拙稿に基づいています。

駒村圭吾「言葉／意味／権力」

法律時報89巻5号(2017年)5頁以降

《意味と権力(1)》

自由な社会の三つの秩序

「身分の秩序」

「権利義務の秩序」

「意味の秩序」

クリフォード・ギアーツ

Clifford Geertz

アメリカの文化人類学者

1926－2006



「人間は自分自身がりめぐらした意味の網の中にかかっている動物であると私は考え、文化をこの網として捉える」

(C・ギアーツ(吉田禎吾他訳)『文化の解釈学 I』6頁(1987年、岩波書店)(一部省略・一部改訳)

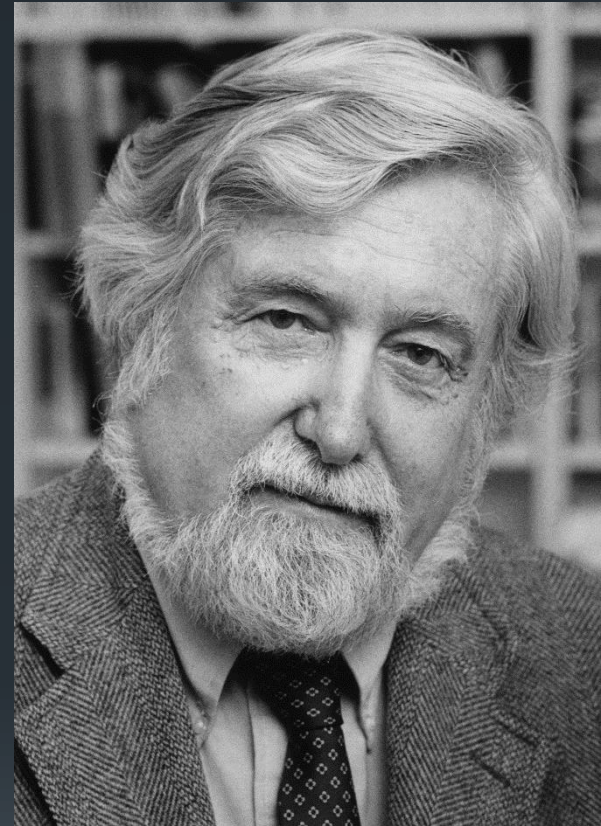


Photo by Randall Hagadorn
<https://www.sss.ias.edu/faculty/geertz>

《意味と権力(2)》

権力は意味の秩序を恐れ、かつ、愛する。

自由を規律しているものは「身分」や「権利義務」だけではない。法制度によらずとも、各人に内面化され、共同体に規範化された秩序がある。それが「意味の秩序」であり、ギアーツの「意味の網 (webs of significance)」である。

「意味の網」とはギアーツによれば「文化」であり、文化は国家ないし法制度から距離をおく自律領域と想定されてきた。

国家は、文化≒意味秩序が人々の想念や行動に対して有する訴求性や浸潤性を羨みかつ恐れる。が、文化は法制度の及ばない自律領域。手が出せない。

が、そうであるだけに、国家は、同時に、文化にただならぬ関心を抱いてきた。文化が意味秩序である以上、文化を掌握すれば意味秩序を操作することが可能になり、国民をその内面において支配することができるようになるからである。

国家ないし法が意味秩序に対して抱く“愛憎”は、必然的に、「権力」と「意味」の関係性を主題化させずにはおかない。

《言葉・行為・意味(1)》

「言葉」は「行為」である。

意味は言葉によってもたらされる

だとすれば、「意味の秩序」は言葉によって構築され、また更新されると
いうことになる。

言葉は「行為体 (agency)」である。

Judith Butler

一定の現実的効果をもたらす力ないし作用そのもの
発話の帰結や波及効果ではなく、平手打ち同様、
発話それ自体が加害力を持つことになる



ジュディス・バトラー(竹村和子訳)『触発する言葉
一言語・権力・行為体』(2015年、岩波書店)の序章参照。

<http://complit.berkeley.edu/people/judith-butler/>

《言葉・行為・意味(2)》

「言葉」という「行為」の結果を
誰に帰責するか。

発話の主体に帰責する。

名誉毀損などの権利侵害的な言葉は、発話主体に帰責される。

差別や憎悪を含む表現も同様（例、ヘイトスピーチ規制）

発話の反復を活性化させ、逆に、意味を相対化させる。

発話の瞬間やその主体さえ、言葉の反復的引用が凝縮された歴史にすぎない。言葉の力の問題は、言葉そのものに帰責するしかない。

《言葉・行為・意味(3)》

発話の主体に帰責するのはそう簡単ではない。

行為の結果は現在もたらされている。

発話の反復を活性化させ、対抗的言論を立てて、意味を相対化する戦略も一理ある。(憲法学に言う「思想の自由市場」や「対抗言論」)

特に、むずかしいのが「権力者」の発言

影響が大きいだけに帰結も大きい。しかし、公私の二分論が権力者のステータスを反転させてしまい、帰責しにくい局面がある。それは権力者が「自分自身」を語る時。自己言及はどちらの公私どちらの発話なのか。

TRUMP

MAKE AMERICA GREAT AGAIN!



Donald Trump
Paid for by the
Exploratory Committee

CHRISTOPHER GREGORY/GETTY IMAGES

トランプ大統領の場合

TRUMP

www.DonaldTrump.com

Travel Ban

or

Muslim Ban

公私二分論が、
公人としての立法趣旨説明（国家安全保障という公益の促進）と、私的な発言でのホンネ（偏見や嫌悪）の「二枚舌」を可能にする。

私的領域での放言や暴論によって
意味の秩序を劇的に変えておいて、
制度の論理だけをかかえる意味の秩序から取り
出して、法制度を正当化できるのか？

アメリカ最高裁判例における審査手法

動機審査 (motive review)

差別が疑われる法令については、かかる法令を定めたことの「動機」が表向きの「立法目的」とは異なり、差別的なものである場合には、当該法令は憲法違反になる、というもの

今回のtravel banでもこの手法が用いられた



International Refugee Assistance Project v. Trump (D. Md. Mar.15, 2017)

「本件で争われている公的発言 (public statements) のすべては、修正大統領命令を策定する政府の決定権者であるトランプ大統領に着実に帰責できる (fairly attributable to)。なぜなら、それらの発言は、選挙期間中のものであろうが大統領としてのものであろうが、トランプ大統領本人によって、あるいは、ホワイトハウスのスタッフ、さらには、大統領との会話に依拠して行動する近しい選挙顧問らによってなされたものであるからである。」

しかし、動機審査にも危険な面がある。



http://www.israellycool.com/2012/01/27/eugene-kontorovich-disputing-occupation-israels-borders-and-international-law/kontorovich_kontorovich_eugene_2009_profile/

Eugene Kontorovich (Northwestern University)

真の動機など
本人にすらよくわからない。
まして、他人に、裁判所に
勝手に同定されていいのだろうか。



THREE LIONS/GETTY IMAGES

平成天皇の場合

《天皇の自己言及》

「象徴としてのお勤めについて」 (2016年8月8日)

「本日は、社会の高齢化が進む中、天皇もまた高齢となった場合、どのような在り方が望ましいか、天皇という立場上、現行の皇室制度に具体的に触れることは控えながら、私が個人として、これまでに考えて来たことを話したいと思います。」



宮内庁ホームページより

《天皇は「私、個人」になれるのか》 「象徴」とは？

代表や表彰と訳されるのが通例の“representation”として天皇を捉える ……伊藤博文

Representationの本義とは？

「この概念の核心には、ペルソーン=公人=役柄による何らかのアイデア—=理想像の具体的現出という観念が存在し、従って、公共／公衆／観衆（Öffentlichkeit, Publikum）を前にして行うこと＝公共性（Öffentlichkeit, Publizität）と、それに結びついた（やはり多義的な概念である）可視性（Sichtbarkeit）と密接な関係にある。」

和仁陽『教会・公法学・国家』（1990年、東大出版会）171-172頁

《天皇は「私、個人」になれるのか》 「象徴」とは？

- 以上から、《公共の前で理念の可視化を演じること》が「象徴」の役目となる。
- ところで、
日本国憲法第1条「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴である」と定める。
- そうすると、
《日本国》と《日本国民統合》という二つの理念の可視化を公共の前で演じ続けることが「象徴」のなすべきこと。
- しかも、
それを「一個の人間」がやる…。
「一個の人間」が制度になる…。

天皇に私的な立場などない。

お言葉で、「私が個人として、これまでに考えて来たことを話したいと思います」と述べたのは、「天皇が天皇制度に語る」という自己言及を避けるために、「私・個人」と名乗ることにより、制度から「一個の人間」を切り出そうとしたのではないか。

しかし、そのような構成をとっても、私的個人になれるわけではない。

では、いったいどのような存在を切り出そうとしたのか？

意味権力

- 「日本国」、「日本国民統合」をめぐる意味の秩序の構築・維持に関与するのが天皇。
 - 本来、文化の問題であり、法制度からは自律して展開されるべきもの。
 - が、憲法は、これを天皇に担当させた。
- 天皇は、憲法上の制度として、意味の秩序の構築を担う「公務員」である。
- 権力を担う公務員は、民主統制を受け、憲法を尊重し擁護しなければならない。

安倍首相
「日本を、取り戻す。」

トランプ大統領
“Make America Great Again”

「憲法は、国の最高法規ですので、国民と共に憲法を守ることに努めていきたいと思っています。」

平成元年8月4日、今上天皇即位に当たっての記者会見

Thank you!

http://sp.yomiuri.co.jp/fukayomi/ichiran/20161028-OYT8T50034.html?page_no=5

END